

文化的多様性に関するグローバル基準を満たした ソーシャルワーク教育プログラム —アメリカとカナダにおける 学士課程（BSW）の訪問調査から—

ヴィラーク ヴィクトル ・ 植村 英晴

Social Work Education Program Satisfying Global Standards on Cultural Diversity —From a Field Survey of Bachelor Courses (BSW) in the United States and Canada—

Viktor Virag ・ Hideharu Uemura

Abstract: With the cultural diversification of Japanese society, social problems surrounding culturally diverse people are also occurring. In this research, I conducted a field survey of Bachelor of Social Work courses in the United States and Canada that may be of reference for the development of an education program in Japan that would satisfy the Global Standards of social work education on cultural diversity. After gaining understanding of the respective regulations in both countries' school accreditation standards, I studied actual university curricula in each country. At Arizona State University and York University, I collected information about educational mission and goals, courses and field education with regard to cultural diversity, as well as teaching/learning methods used in both schools. Next, I compared social work education in these two countries to the Global Standards on cultural diversity. Through this, I made clear how each country responds to these standards. Based on this, I clarified future issues towards the development of a Japanese social work education program about cultural diversity.

Key words: cultural diversity, Global Standards of social work education, multicultural social work, cultural competence, anti-discriminatory (oppressive) practice

要旨: 日本社会の文化的多様化に伴い、文化的に多様な人々を取り巻く社会問題も起きている。本研究では、ソーシャルワーク教育の文化的多様性に関するグローバル基準を満たした教育プログラムの日本における開発のために参考になるアメリカとカナダのソーシャルワーク学士課程の訪問調査を実施した。両国の学校認可基準の関連規定を把握した後、各国の実際の大学カリキュラムを調べた。アリゾナ州立大学とヨーク大学において、文化的多様性に関する教育理念及び目標、科目、実習教育、また両大学で活用されている教授法・学習法について情報を収集した。次に、両国で行われているソーシャルワーク教育と文化的多様性に

関するグローバル基準の比較検討を行った。それを通じて、各国が本基準にどのように対応しているか明らかにした。それに基づいて、文化的多様性に関する日本のソーシャルワーク教育プログラムの開発に向けた今後の課題を整理した。

キーワード：文化的多様性、ソーシャルワーク教育のグローバル基準、多文化ソーシャルワーク、カルチュラル・コンピテンス、反差別（抑圧）的实践

本論文は、日本学術振興会より助成を受けている研究の成果の一部をまとめたものである（平成23-24年度科学研究費補助金（特別研究員奨励賞）、課題番号：23-9410（KAKEN データベース上：11J09410）、課題名：『日本における多文化ソーシャルワーク教育プログラムの構築』、代表：Viktor Virag。

I はじめに

1 背景

日本社会は文化的多様性（cultural diversity）を増している。アイヌに代表される先住民族や在日コリアンのような旧植民地出身者及びその子孫に加え、難民と移住労働者の日本への移住（migration）、帰化や国籍取得、国際結婚とそれにおける出産によって、1970年代以降文化的に多様な日本の住民が増加してきた¹⁻⁴⁾。しかし、文化的に多様な人々は、どの社会においても偏見（prejudice）、差別（discrimination）、抑圧（oppression）、排除（exclusion）、周縁化（marginalization）の対象になり、社会的に不利を被りやすい（注1）。日本において、国際移住者やアイヌ民族の貧困及びその再生産や世代間の負の連鎖は、全国平均を上回る生活保護受給率や全国平均より低い高校・大学進学率などの間接的なデータから読み取れる（5-8）。また、これらの人々を取り巻く差別的な社会状況、あるいはそのような差別を禁止する国内法の不在については、日本も批准している人種差別撤廃条約に関する国際連合の特別報告者と各締約国の審査を行っている委員会によって指摘されている⁹⁻¹⁰⁾。

一方、ソーシャルワーク専門職は、文化的に多様な人々に対して倫理的責任をもっている。彼ら・彼女らが抱える人権と社会正義に関する問題の解決に向けた規定は国際的及び国内の倫理綱領などに設けられている¹¹⁻¹⁴⁾。また、国際ソーシャルワーク学校連盟（International Association of Schools of Social Work、IASSW）と国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers、IFSW）が2004年に合同で制定しているソーシャルワーク教育のグローバル基準（Global Standards）の中には、文化的多様性に関する9基準（後述）が含まれている¹⁵⁾。ただし、これを満たした国内基準は未だに存在しないのが現状である¹⁶⁾。

2 意義

以上のように、国内のソーシャルワーカーは、社会問題を抱えやすい文化的に多様なクライアントを迎える可能性が以前より高くなってきている。また、受動的に「迎える」と同時に、従来型の社会サービスが届きにくい周縁化された文化的に多様な人々へのアウトリーチも必要である。いずれの場合も、文化の異なるクライアントを対象とした異文化間のソーシャルワー

ク実践において、クライアントの文化を尊重しながら、効果的かつ文化的に適切に対応する倫理的上の責任が発生する。したがって、該当するグローバル基準に沿った文化的多様性に関する国内のソーシャルワーク教育プログラムの開発・普及が必要である。

3 目的

本研究では、上記のような教育プログラムの確立に向けて、国内で参考になるソーシャルワーク教育の文化的多様性に関する他国の先駆的な取り組みについて基礎的な知見を得て、グローバル基準との比較検討を行うことを目的とした。

II 方法

1 調査概要

本研究の対象国として、文化的多様性とそれへのソーシャルワーク的な対応について日本より長い歴史をもつアメリカとカナダを設定した。大学におけるソーシャルワーク学士課程 (Bachelor of Social Work, BSW) を中心に訪問調査を実施した。2012年1月14日と22日の間にアメリカのアリゾナ州フェニックス市にあるアリゾナ州立大学 (Arizona State University, ASU) を、2012年1月23日と30日の間にカナダのオンタリオ州トロント市にあるヨーク大学 (York University) を訪ねた (注2)。

ソーシャルワーク教育における文化的多様性に関する各国における学校の認可基準 (accreditation standards) 及びそれらに基づく実際のカリキュラムについて資料収集を実施した。具体的な授業内容及び教授法、また諸基準への対応について教員との協議・聞き取りを行った。協議・聞き取りの対象者は、以下の通りである。

- ・ **アメリカの場合**：アリゾナ州立大学公共学部ソーシャルワーク学科
(Arizona State University, College of Public Programs, School of Social Work)
 - ・ 学科長 (Director of School) / 1名
 - ・ 博士課程の総括責任者 (PhD Coordinator) / 1名
 - ・ 修士課程の総括責任者 (MSW Coordinator) / 1名
 - ・ 学士課程の総括責任者 (BSW Coordinator) / 1名
 - ・ 実習教育の総括責任者 (Coordinator of Field Education) / 1名
 - ・ 文化的多様性に関する主要な必須科目を開発した主任講師 (Lead Instructor) / 1名
 - ・ 文化的多様性に関する主要な必須科目の講師 (Instructor) あるいは講師経験者 / 7名
 - ・ 学内の実習講師 (Field Liaison) / 1名
 - ・ 実習先の実習指導員 (Field Instructor) / 1名
 - ・ 博士課程の学生 / 5名
 - ・ その他教職員 / 2名
- ・ **カナダの場合**：ヨーク大学教養及び専門職養成学部ソーシャルワーク学科
(York University, Faculty of Liberal Arts & Professional Studies, School of Social Work)

- ・学科長 (Director of School) / 1名
- ・大学院課程の総括責任者 (Graduate Program Coordinator) / 1名
- ・学部課程の総括責任者 (Undergraduate Program Coordinator) / 1名
- ・実習教育の総括責任者 (Field Education Manager) / 1名
- ・文化的多様性に関する主要な必須科目を開発した主任講師 (Lead Instructor) / 1名
- ・文化的多様性に関する主要な必須科目の講師 (Instructor) / 3名
- ・博士課程の学生 / 1名

アメリカでは、文化的多様性関連科目の授業にも参加した。

2 研究枠組み

比較検討の枠組みとして、ソーシャルワーク教育の文化的多様性に関するグローバル基準の9項目を採用した。それによると、学校が目指すべき点は以下の通りである。

- ・基準1：文化的多様性に関する教育経験の豊かさの確保
- ・基準2：文化的多様性に関する教育目標の設定
- ・基準3：文化的多様性に関する問題の実習内容における反映
- ・基準4：学生の文化的多様性に関する自己認識の機会の提供
- ・基準5：学生の文化的多様性に関する感受性の向上及び知識の増大
- ・基準6：固定概念 (stereotype) と偏見の最小化及び差別の実践を通じた再生産の防止
- ・基準7：学生の異文化間の関係構築及び処遇能力の保障
- ・基準8：基本的人権の学習アプローチの保障
- ・基準9：学生の自分自身を知る機会の提供

原文及び和訳の全文は付録に掲載している。

3 倫理的配慮

本研究は、公開されている資料の収集及び大学教員との協議・聞き取りを主たる方法としているため、予想される危害あるいは不利益が発生しない。また、各大学あるいは教員が開発し、著作権を有しているシラバスなどについて引用・参考文献リストに載せ、著者を示した。

III 結果

1 アメリカ

(1) 教育方針及び学校認可基準

アメリカでは、ソーシャルワーク教育協議会 (Council on Social Work Education, CSWE) がソーシャルワーク課程の認可を行っている。最新の基準を2008年の「教育方針及び認可基準 (Educational Policy and Accreditation Standards, EPAS)」の中に示している¹⁷⁾。この中に、文化的多様性に関する規定が定められている。主要な関連項目は、「教育理念及び目標 (Program Mission and Goals)」、実習を含む「直接的カリキュラム (Explicit Curriculum)」、運営体制など

の学習環境を意味する「間接的カリキュラム (Implicit Curriculum)」の3領域に渡る。

各学校は、教育理念及び目標が大学の置かれている文化的文脈、即ち周辺地域及び学生・教職員の文化的人口構成と文化的ニーズを反映していることを認可申請時に示す必要があると定められている。直接的カリキュラムは、「核心となる力量 (Core Competencies)」をカバーしなければならないと規定されている (注3)。本書は、力量を「知識、価値、技術 (スキル) から成り立つ測定可能な実践行動」として定義している。卒業生の力量を測る独自の測定方法については各大学で開発しなければならないとされている。10点の核心力量の中に、「実践における多様性と差異への取り組み」という独立した多様性に関する項目が含まれている。これによると、学校は、教科学習及び実習を通じて、文化に起因する様々な内的要因 (アイデンティティ、価値観、世界観など) と外的要因 (抑圧、差別、排除、周縁化、権力、特権など) に対する卒業生の理解を保障しなければならない。これは、実践場面における配慮と同時に、卒業生の文化的認識 (cultural awareness) を含む。文化的認識は、ワーカー (卒業生) の自分の文化に対する自己認識 (self-awareness、文化的アイデンティティ、価値観、信念などの自己覚知) 及び文化の異なる (実習先の) クライアントに対する他者認識 (other-awareness、偏見や差別意識などの態度の自覚、クライアントの文化・価値観・宗教の尊重) から成り立っている。独立した本項目以外には、文化的多様性に間接的に関連する他の核心力量もある。人権及び社会的・経済的正義に関する力量がその一例である。また、ソーシャルワーク教育協議会が規定している間接的なカリキュラムは、広義の学習環境を指している。この中にも独立した多様性についての項目がある。これによると、大学の管理運営体制、教職員構成、関連機関 (実習先) との協働関係、各種手続き (学生・教員募集) などにおいては、機会均等促進策や積極的差別是正措置 (affirmative action) を通して、多様性理念を反映しなければならない。

(2) アリゾナ州立大学 (BSW)

① 学科理念と教育目標

アリゾナ州立大学のソーシャルワーク学科の理念声明と教育目標の中には文化的多様性に関連のある項目が多く含まれている¹⁸⁻¹⁹⁾。学科理念においては、社会正義とエンパワーメントに対して強い使命感をもつ実践者の育成について最初に書かれている。また、アリゾナ州が置かれているアメリカ南西部 (Southwest) における文化的多様性状況の理解と尊重をソーシャルワーク学科が強調するとなっている。これらの理念の達成に向けて、以下のような教育目標が定められている。

- ・抑圧及び差別のあらゆる形態と仕組みを理解することで、社会的・経済的・文化的正義の実現に向けてアドボケートする専門職の育成
- ・地域・国・国際の各レベルで文化的多様性を理解し、尊重する専門職の育成
- ・抑圧された少数者を対象としたサービス提供に熱心な専門職の育成

② 文化的多様性関連科目

アリゾナ州立大学のソーシャルワーク学士課程のカリキュラムにおいて文化的多様性に関する主要な科目は「ソーシャルワークの文脈における多様性と抑圧 (Diversity and Oppression in the Social Work Context)」というものである²⁰⁾。本科目は、2年次の必須科目である。90分の

コマを約 30 回に渡って開講している。必須科目で 20 ～ 30 人という少人数のクラスを設けているため、同じ科目の講師 (Instructor) を複数の教員が担当している。ただし、基本シラバス (Master Syllabus) をこの科目の主任講師 (Lead Instructor) が開発している²¹⁾。それにおける科目概要によると、多様性と抑圧の理論的捉え方、アメリカ南西部における主要な文化的要素、文化的多様性に関するソーシャルワーカーの役割について教えている。これに基づく具体的な学習目標を情報面 (文化的な知識)、技術面 (文化的なスキル)、体験面 (文化的な認識) の 3

表 1: 「ソーシャルワークの文脈における多様性と抑圧」の授業日程

	導 入	Introduction
第 1 回	挨拶と概要	Welcome and review
第 2 回	文化的多様性、抑圧及び対処	Cultural diversity, oppression and action
第一部	多様性と抑圧	Diversity and oppression
第 3 回	交差性	Intersectionality
第 4 回	抑圧の諸理論	Theories of oppression
第 5 回	多様性に関する理論的視点①	Theoretical perspectives on diversity ①
第 6 回	多様性に関する理論的視点②	Theoretical perspectives on diversity ②
第 7 回	抑圧の脱学習	Unlearning oppression
第二部	人種・民族的少数者の形成と遺産	Formation and legacies of racial/ethnic minorities
第 8 回	大量虐殺と植民地主義①	Genocide and colonialism ①
第 9 回	大量虐殺と植民地主義②	Genocide and colonialism ②
第 10 回	大量虐殺と植民地主義③	Genocide and colonialism ③
第 11 回	奴隷制と抑留①	Slavery and imprisonment ①
第 12 回	奴隷制と抑留②	Slavery and imprisonment ②
第 13 回	併合と移住①	Annexation and migration ①
第 14 回	併合と移住②	Annexation and migration ②
第 15 回	併合と移住③	Annexation and migration ③
第 16 回	併合と移住④	Annexation and migration ④
第 17 回	併合と移住⑤	Annexation and migration ⑤
第三部	ジェンダーと性的指向	Gender and sexual orientation
第 18 回	ジェンダー①	Gender ①
第 19 回	ジェンダー②	Gender ②
第 20 回	性的指向①	Sexual orientation ①
第 21 回	性的指向②	Sexual orientation ②
第四部	文化的に根拠をもつソーシャルワーク実践	Culturally grounded social work practice
第 22 回	文化的規範と根拠をもつ実践	Cultural norms and grounded practice
第 23 回	コミュニティ実践と社会政策	Community practice and social policy
第 24 回	評価と研究	Evaluation and research
第 25 回	グローバル化①	Globalization ①
第 26 回	グローバル化②	Globalization ②
第 27 回	まとめ	Wrap up
第 28 回	グループ発表①	Group Presentations ①
第 29 回	グループ発表②	Group Presentations ②
第 30 回	グループ発表③	Group Presentations ③

以下を基に作成：

1. Sinema K. (2011). Diversity and Oppression in the Social Work Context (BSW Course Outline). Arizona State University.

領域に分けている。表1で担当教員の一人の具体的な授業日程を示す²²⁾（筆者が一部参加しているもの）。

第一部で理論面を把握した後、第二部では人種・民族的少数者について知識を得る。その中で、例えば「併合」は、米墨戦争（Mexican-American War）の後メキシコとの国境線の変化によって新しくアメリカ領土となった南西部（アリゾナ州を含む）の特有の問題について把握する。また、ここでは多様性を広義に捉え、狭い意味での文化、人種や民族に加え、第三部ではジェンダーと性的少数者（sexual minority）についても教えている。最後に、第四部は文化とソーシャルワーク実践の関連について扱っている。その中で、文化的な感受性（Cultural Sensitivity）と文化的な力量（Cultural Competence）を超えた、いわゆる文化的に根拠をもつ実践（Culturally Grounded Practice）の枠組みが基盤となっている（注4）。

本科目の評価は表2のようにになっている。

表2：「ソーシャルワークの文脈における多様性と抑圧」の評価基準

学生自身の民族的・文化的背景に関するレポート（プレ：受講前）	10%
抑圧の脱学習体験に関する内省（reflection）レポート	5%
アリゾナ州に関連する移民政策レポート	25%
抑圧に関する差別的な言説（discourse）を集めたメディア・ポートフォリオの作成	20%
個人的及び社会的変革に向けたアクションと体験の内省レポート	20%
学生自身の民族・文化的背景に関するレポート（ポスト：受講後）	10%
積極的な授業参加	10%
合 計	100%

以下を基に作成：

1. Sinema K. (2011). Diversity and Oppression in the Social Work Context (BSW Course Outline). Arizona State University.
2. Marsiglia F. (2005). Diversity and Oppression in the Social Work Context (BSW Master Syllabus). Arizona State University.

以上の必須科目の他に、文化的多様性に関する複数の選択科目も学士カリキュラムの中にある²³⁾。例えば、「移民と難民（Immigrants and Refugees）」、「先住民族を対象としたソーシャルワーク（Social Work with American Indians）」、「西語を話す家族を対象としたソーシャルワーク（Social Work with Spanish Speaking Families）」、「スピリチュアリティと対人援助専門職（Spirituality and the Helping Professions）」、「ソーシャルワークにおける民族的及び文化的変数（Ethnic and Cultural Variables in Social Work）」、「多様性の文脈における家庭内暴力への介入（Family Violence Intervention in the Context of Diversity）」というものがある。また、例えば学科長と学士課程の総括責任者の発言によれば、文化に特化した科目でなくても、ほとんど全科目において民族的・人種の変数や文化の内外的要因（内面と環境）について基本的な配慮をしている。

③ 実習教育における反映

アリゾナ州立大学では、実習を始める前に学習目標を定める実習契約（Field Learning

Contract)を締結している²⁴⁾。これにおいて、文化的多様性に関する項目が定められている。「多文化社会への対応」と「社会的・経済的正義の促進」はそれにあたる。これらの領域における各学生の具体的な学習行為、目標達成計画、評価基準を、実習に行く学生自身、学内の実習講師 (Field Liaison)、実習先の実習指導員 (Field Instructor) の3人で話し合っ て個別に設定する。その中で、それぞれの学生の文化的多様性に対する強みと弱みに照らし合わせて考慮する。

2 カナダ

(1) 教育方針及び学校認可基準

現在は、カナダ・ソーシャルワーク教育協会 (Canadian Association of Social Work Education - Association Canadienne pour la Formation en Travail Social, CASWE- ACFTS) がカナダのソーシャルワーク課程の認可を行っている (注5)。本協会は、2008年に「認可基準 (Standards of Accreditation)」、2009年に「教育方針の声明書 (Educational Policy Statement)」を出しており、これらがソーシャルワーク教育の現行の基準となっている²⁵⁻²⁷⁾ (注6)。文化的多様性については、「理念表明 (Mission Statements)」、「体制、運営、管理、資源 (Structure, Administration, Governance, and Resources)」、「教職員 (Faculty and Professional Staff)」、「学生 (Students)」、「カリキュラム基準 (Curriculum Standards)」、「実習教育 (Field Education)」の全領域において規定がある。

理念表明については、学校の教育目標の設定において文化的多様性を考慮し、またそれをカリキュラム内容や運営体制において反映しなければならないと書かれている。また、認可申請にあたって、学校は周辺地域の文化的構成の理解及びそのニーズの充足について示す必要がある。学校の管理運営、関連機関との協働、教職員あるいは学生の募集などの諸手続きに関しては、積極的差別是正措置をはじめとした文化的多様性の配慮について規定されている。カリキュラム内容については学校に次の文化的多様性に関する点が求められている。

- ・自分の文化的背景が援助関係に及ぼす影響 (例えば抑圧など) を含む学生の自己認識の促進
- ・社会福祉実践や政策が文化的に多様な人々に及ぼす影響 (差別、抑圧の可能性) に対する卒業生の理解の保障
- ・文化的に多様なクライアントを対象とした直接介入における卒業生の初歩的な力量の保障
- ・文化的に多様な地域を対象とした卒業生の実践力の習得の保障

実習教育に関する規定によると、学校は認可申請時に、文化的に多様なクライアントを対象とした効果的で適切な実践力を身につけるための学習目標の達成に向けた学生への支援について証拠を示さなければならない。なお、カナダの教育方針及び学校認可基準には、先住民族と仏語地域(ケベック州)に対する特別配慮について具体的に述べる項目もいくつか含まれている。

(2) ヨーク大学 (BSW)

① 学科理念と教育目標

ソーシャルワーク学科の理念によると、ヨーク大学には人権及び社会正義の実現に必要な実践戦略の習得に向けたソーシャルワーク教育を行う使命がある²⁸⁾。研究、カリキュラム、批判

的教育（critical pedagogy）を通じて以下に取り組むと記されている。

- ・文化などに基づく抑圧及び被支配の状態への挑戦
- ・現実の社会的構築（social construction of reality）に対する批判的な（critical）理解の促進
- ・価値観や考え方が社会問題及びそれへの対応方法を構築していることに対する理解の促進
- ・批判的な実践者と社会変革の主体になれる学生の養成

② 文化的多様性関連科目

ヨーク大学の学士カリキュラムの中で、文化的多様性に関する主要なソーシャルワーク科目は「アイデンティティ、多様性、反差別的実践（Identity, Diversity and Anti-Discriminatory Practice）」というものである²⁹⁾。これは2年次の必須科目で、2コマ（3時間）を約25回に渡って授業している。クラスのサイズは40人程度で、この科目の主任講師（Lead Instructor）が設定した概要に沿って、複数の教員がその講師（Instructor）になって教えている³⁰⁾。本概要によると、この授業では、社会的に構築された（socially constructed）多様なアイデンティティ、それらの構築過程における言語・言説・文化の役割、抑圧・特権などの制度的不平等の役割に対する理解を促す。そのための具体的な学習目標として以下の5点が設けられている。

- ・政治的・経済的・社会的・文化的要因がアイデンティティ、権力（power）、特権、抑圧の形成へ及ぼす影響の理解
- ・対人援助専門職の立場に関して批判的内省（critical self-reflection）を行う能力の促進
- ・抑圧的文脈における個人の主体性のあり方に対する理解
- ・異文化間場面における実践戦略の習得
- ・個人・組織・制度のレベルで社会変革をもたらす反差別的ソーシャルワーク実践戦略の習得

本科目の実際の授業内容は表3のようになっている（主任講師が担当する場合）。

表3：「アイデンティティ、多様性、反差別的実践」の授業日程

第一学期		
第1回	導入と自己紹介	Introduction to the course and each other
第2回	批判的意識と批判的内省	Critical consciousness and critical reflexivity
第3回	差異を超えた関係構築	Relating across differences
第4回	アイデンティティ、ポジショナリティ、交差性の概念	Notions of identity, positionality and intersectionality
第5回	アイデンティティと固定概念化	Identity and stereotyping
第6回	抑圧と特権への挑戦	Challenging oppression and privilege
第7回	性と異性愛中心主義	Sexuality and heterosexism
第8回	健常者中心主義と批判的障がい理論	Ableism and critical disability theory
第9回	批判理論と人権	Critical theory and human rights
第10回	アイデンティティと差異の脱構築：カナダにおける人種と民族	Deconstructing identities and difference: race and ethnicity in Canada
第11回	カナダにおける地方主義と集団内差別：ケベック、ムスリム女性、その他	Regionalism and intra-group discrimination in Canada: Quebec, Muslim women and other populations

第12回	カナダにおける移民と多文化主義	Canadian immigration and multiculturalism
第二学期 (反差別的実践戦略)		
第13回	ソーシャルワーク実践における力関係	Power relations in social work practice
第14回	実践環境において実践家に対する差別への対抗	Resisting discrimination of practitioners within their practice environment
第15回	エンパワーメントと解放を通じた差別への対抗	Resisting discrimination through empowerment and liberation
第16回	精神保健における差別への対抗とリカバリー・アイデンティティ	Resisting discrimination in mental health and recovery identity
第17回	先住民民族に対する差別への対抗	Resisting discrimination of First Nations people
第18回	女性に対する差別への対抗	Resisting discrimination of women
第19回	グローバル化と国際的な差別	Globalization and international discrimination
第20回	多重的及び交差的抑圧：貧困、人種、ジェンダー、性的指向、その他の抑圧形態①	Multiple and intersecting oppression: poverty, race, gender, sexuality and other forms of oppression ①
第21回	多重的及び交差的抑圧：貧困、人種、ジェンダー、性的指向、その他の抑圧形態②	Multiple and intersecting oppression: poverty, race, gender, sexuality and other forms of oppression ②
第22回	多様な人々の共通基盤の探究	Searching for common grounds within diverse populations
第23回	社会変革及びソーシャル・アクションに向けた共同体形成を通じた差別への対抗	Resisting discrimination through building community for social change and social action
第24回	社会変革及びソーシャル・アクションの続きとまとめ	Social change and action continued and wrap up

以下を基に作成

- Hayden W. (2011). Identity, Diversity and Anti-Discriminatory Practice (BSW Course Description). York University.

大きく分けると、これもアメリカと同じように、関連理論の整理の他に、人種と民族や性的指向を網羅している。また、新たな多様性カテゴリーとして障がいに関する一部も加わっている。そして、後半はこのようなクライアント集団毎の実践について教えている。実践枠組みとして、反差別的実践 (Anti-Discriminatory Practice)、あるいは反抑圧的实践 (Anti-Oppressive Practice) の原則を採用している (注7)。

この科目の評価は表4のようになっている。

表4：「アイデンティティ、多様性、反差別的実践」の評価基準

第一学期	
抑圧と特権に関する批判的分析 (critical analysis) 及び自己内省 (self-reflection) レポート	15%
異文化間場面における関係構築体験に関するレポート	20%
オンライン及び授業内課題	10%
出席	5%

	小 計	50%
第二学期		
ある多様な社会集団に関するグループ発表		10%
グループ発表に関する個人的内省		10%
反差別的実践による社会変革レポート		15%
オンライン及び授業内課題		10%
出席		5%
	小 計	50%
	合 計	100%

以下を基に作成

1. Hayden W. (2011). Identity, Diversity and Anti-Discriminatory Practice (BSW Course Description). York University.

文化的多様性について集中的に扱う上記の必須科目以外に、ソーシャルワーク学士課程の先述したシラバスの中に関連する選択科目もいくつか紹介されている。例えば、「ソーシャルワーク実践、人種主義、白人論 (Social Work Practice, Racism and Whiteness)」、「国境を越えた人権とソーシャルワーク実践 (Transnational Human Rights and Social Work Practice)」、「移民と難民を対象としたソーシャルワーク (Social Work with Immigrants and Refugees)」、「カナダにおける先住民政策及び社会福祉：歴史的及び現代的文脈 (Canadian Indian Policy and Social Welfare: Historical and Contemporary Contexts)」、「国際ソーシャルワーク (International Social Work)」というものがそれにあたる。なお、アリゾナ州立大学と同様に、学科長や学士課程の総括責任者の指摘によると、文化的多様性を主題としない科目でも、なるべく全ての科目において関連内容を扱うようにしている。

③ 実習教育における反映

ヨーク大学でも、アリゾナ州立大学のものに類似した実習契約 (Field Learning Contract) を設定している (31)。文化的多様性に関連のある領域は、「反差別的実践スキル」と「批判的内省スキル」である。これらにおける具体的な学習目標と達成計画については、実習に行く学生自身、学内の実習講師 (Field Liaison)、実習先の実習指導員 (Field Instructor) の3人による話し合いの中で個別に決める。そして、その決定にあたって各学生の文化的な強みと弱みを念頭に置いている。

3 教授法及び学習法

上記の文化的多様性関連科目において活用されている教授法・学習法はアメリカとカナダの場合とも同じものが含まれている。アリゾナ州立大学とヨーク大学の先述した必須科目の場合、教えている教員が使う教授法・学習法を以下の、4種類に分けることができる。

- ・ **第一種**：従来型の講義
- ・ **第二種**：宿題及びその他の個別ワーク
- ・ **第三種**：課外プログラム

・第四種：参加型学習

第一種の従来型の講義では、文化的多様性に関する諸理論を把握し、各国の倫理綱領なども活用している。なお、当事者のゲスト講師の招待も行われている。第二種の宿題及びその他の個別ワークは、教科書や関連論文の予習の他に、メディア分析・言説分析（discourse analysis）を含む課題レポートがある。この分野の独特なものとして、学生自身の文化的エコマップや文化的ジェノグラム（culturagram）の作成と、文化に関する様々な人生経験・実践経験に対する批判的自己内省・自己洞察が挙げられる。第三種の課外プログラムは、文化的に多様な人々との接触を目的としたコミュニティ見学・訪問、聞き取り、イベント参加などが含まれている。重点的に位置づけられている第四の参加型学習は、全体・グループ・ペアの各レベルのディスカッションが活発に行われている。また、異文化的な場面、あるいは様々な抑圧的な言説・固定概念の例として多岐に渡るメディア（新聞、雑誌、写真、映画、インターネット動画、その他）も活用されている。文化的多様性を巡る価値観の葛藤において両側の視点を理解するために、ディベート（簡易のものを含む）の手法をとる教員もいる。そして、事例検討やロールプレイを取り入れている。例えば偏見、差別、抑圧の仕組みに対する理解を深めるために、ビーズ、カードなどを使ったあらゆるシミュレーション・体験ゲームが行われている。参加型学習では、学生自身の文化的アイデンティティ、価値観、偏見などの自己認識という極めてデリケートな問題を扱う。したがって、発言しやすい安心できる安全な環境を保障するためには、様々な工夫をしている（基本ルールの設定、小単位のディスカッション、個別作業の重視など）。

IV 考察

1 グローバル基準との比較検討

アメリカとカナダにおける先述した取り組みについては、ソーシャルワーク教育の文化的多様性に関するグローバル基準に照合して比較検討を行った。各国の学校認可基準と教育は、9基準に次のように対応していることが分かった。

グローバル基準1：「文化的多様性に関する教育経験の豊かさの確保」に向けては、アリゾナ州立大学でもヨーク大学でも多数の関連科目をカリキュラムに設置している。独立した必須科目に加え、複数の選択科目が設けられている。また、ほぼ全科目において人種的・民族的・文化的変数やそれらが及ぼす様々な影響についてある程度の配慮をしているという指摘が両大学においてもみられた。

グローバル基準2：「文化的多様性に関する教育目標の設定」については、各国の学校認可基準に規定がある。それに沿って、アメリカでは大学の周辺地域の文化的人口構成と文化的ニーズを考慮している。具体的には、アリゾナ州立大学が置かれているアメリカ南西部における文化的多様性の歴史と現状を強調している。カナダのヨーク大学では、文化的多様性に基づく抑圧の撤廃を含む社会変革に向けた教育について目標設定をしている。また、それぞれの関連科目ではより詳細な学習目標を立てている。

グローバル基準3：「文化的多様性に関する問題の実習内容における反映」については、アメ

リカとカナダの大学でも実習契約に含まれている。本契約における文化多様性の関連領域に沿って、具体的な学習目標などを各学生のニーズに合わせて個別に設定している。

グローバル基準 4：「学生の文化的多様性に関する自己認識の機会の提供」は、特に文化的多様性に関する独立した必須科目の中で行われている。それに向けて、両大学では、学生による様々な自己洞察や批判的内省の宿題・個別ワークが積極的に活用されている。

グローバル基準 5：「学生の文化的多様性に関する感受性の向上及び知識の増大」についても、主に必須科目の中に含まれている。文化的多様性に関する理論面を把握した後、カテゴリ毎にそれぞれの多様な社会集団・クライアント集団について知識を提供している。その中で、大学の周辺地域の人口構成が配慮されている。そして、学生の文化的な感受性の向上を図るためには、参加型学習法が導入されている。文化、偏見などに対する理解を促進するために、各種ディスカッション、ディベート、様々なシミュレーションや体験ゲームという手法が使われている。

グローバル基準 6：「固定概念と偏見の最小化及び差別の実践を通じた再生産の防止」のためには、両大学でも文化、差別などの基礎的な関連概念の構築主義的な枠組みで説明し、反差別的実践の原則を重視している。グローバル基準の全文によると、固定概念と偏見の最小化は、ある文化や社会集団に対する一般化を避けることを意味する（付録において本基準に関する注を参照）。つまり、様々な社会集団間の多様性の尊重に加え、各社会集団内の多様性、即ちそれぞれの文化集団の中にもさらに存在する内部の多様性への配慮が必要である。これは、文化の流動的（dynamic）な概念としての捉え方によって可能になる。グローバル基準において、文化は社会的に作られる（構築される）ダイナミックなものであると書かれている（付録の注 2）。したがって、脱構築と変化が可能であるとしている。これは、ポスト・モダン主義（postmodernism）の中の社会構築主義（social constructivism）に基づく考え方である（注 8）。この考え方に基づいて、例えばアリゾナ州立大学で教えている文化の定義によると、ある社会集団における人々の思考と行動を規定する共有された価値、伝統、規範、習慣の特定可能な集合体が文化である³²⁾。全米ソーシャルワーカー協会（National Association of Social Workers, NASW）は、文化的な力量について基準を定めている行動規範においてこれに類似した定義を採用している³³⁻³⁴⁾。それによると、文化とはある人種的・民族的・宗教的などの社会集団における思考、コミュニケーション、行為、習慣、信仰、制度を含む人間の行動様式の統合である。また、本グローバル基準の後半、とりわけ差別の実践を通じた再生産の防止は、反差別的実践アプローチの採用によって行われている。反差別的実践とは社会における差別や抑圧に働きかける実践である（詳細は注 7 を参照）。要するに、反差別的実践モデルにおいて、差別的や抑圧的な構造は不変（static）なものではなく、社会的に作られた社会的構築物（social construct）として捉えられている。したがって、差別や抑圧の脱構築（deconstruction）、また内在化・内面化（internalize）されている場合は脱学習（unlearn）と批判的意識（critical consciousness）・意識化（conscientization）によって解放（liberation）が可能になる。

グローバル基準 7：「学生の異文化間の関係構築及び処遇能力の保障」に向けては、授業と実習教育で対応している。文化的多様性関連科目にはロールプレイを取り入れている。また、実

習先では学生自身と文化的に異なるクライアントを対象とした実践について実習契約に含めている。

グローバル基準 8:「基本的人権の学習アプローチの保障」としては、文化的多様性関連科目の講義における各国の倫理綱領などの積極的な活用が挙げられる。

グローバル基準 9:「学生の自分自身を知る機会の提供」においては、アリゾナ州立大学でもニューヨーク大学でも、学生の各種アイデンティティと様々な社会集団への帰属意識の交差性(intersectionality)の考え方がベースとなっている。マーシリア(Marsiglia)は、アリゾナ州立大学の関連科目の教科書において次のように定義づけをしている³⁵⁾。交差性は、人種、民族、ジェンダー、社会的階層、性的指向、年齢、障がいの有無などという複数のアイデンティティの重なり合う接点を意味する。これは、正しく本基準が意図していることと一致する内容である(付録において本基準の全文を参照)。

2 各国の特徴

アメリカとカナダのソーシャルワーク教育の場合では、文化的多様性に関するグローバル基準を超えている特徴として、積極的差別是正措置などの機会均等促進策が挙げられる。この点は、国内の差別禁止などの法律体制と関連がある。各国の学校認可基準によると、ソーシャルワーク課程の管理運営、実習先との協働関係、教員や学生の募集などにおいて、例えば優遇措置を設けることで文化的多様性について考慮しなければならない。

また、カナダの学校認可基準に関していうと、アメリカよりも文化多元主義(cultural pluralism)的な側面が強い。殊に先住民民族と第二の公用語である仏語の母語話者(主にケベック州出身者)に関する特別な項目が含まれている。

V おわりに

1 要約

本研究では、日本社会の多様化に対応し、かつソーシャルワーク教育の文化的多様性に関するグローバル基準に沿った国内の教育プログラムの開発に向けて、他国のグローバル基準に沿った取り組みを把握することを目的とした。アメリカとカナダの関連する教育方針及び学校認可基準、また各国において実際の教育事例を調べた。具体的には、アリゾナ州立大学とニューヨーク大学の該当する教育理念及び目標、文化的多様性関連科目、実習教育、教授法・学習法について述べた。考察では、これらをグローバル基準に照らし合わせ、どのように対応しているかを明らかにした。この比較検討から、両国のソーシャルワーク教育が文化的多様性に関するグローバル基準をどのように具体化しているのが分かった。

2 展望

アメリカとカナダの取り組みを参考にした本研究からは、ソーシャルワーク教育の文化的多様性に関するグローバル基準に合った国内の教育プログラムの確立に向けて今後検討しなければ

ばならない課題を以下の8点に整理した。

- ・課題1：基本的人権及び倫理綱領に基づく文化的多様性に関する教育・学習目標の設定
- ・課題2：文化的多様性に関する科目の導入
- ・課題3：他の研究・教育分野においても国内の文化的変数、文化の内外的要因の考慮
- ・課題4：国内の文化的多様性に関する問題について実習内容への取り入れ
- ・課題5：文化的多様性に関する自己認識、感受性、知識、異文化間の関係構築及び処遇能力を促す批判的内省・自己洞察と参加型学習の活用（少人数クラスの設定、宿題や課題の指定）
- ・課題6：固定概念、偏見、差別の実践や教育を通じた再生産・強化を防止するために、ポスト・モダンのパラダイムの中で、社会的構築物としての文化、抑圧などの概念理解
- ・課題7：制度・構造的な外的要因（制度的差別、抑圧）の脱構築及び内的要因（内在化された差別、抑圧）の脱学習に焦点を置く反差別的実践アプローチの検討
- ・課題8：国内の文化的多様性に関するソーシャルワークの調査研究の促進

謝辞

訪問及び聞き取り依頼に応じてくださった現地のソーシャルワーク教育者・研究者をはじめとして、本調査の実施と論文の執筆に協力してくださった全ての方々に深く感謝の意を表したい。

注釈

注1 偏見、差別、抑圧、排除、周縁化の諸概念は、どれも多数の社会的な定義が存在する。ここでは、全米ソーシャルワーカー協会（National Association of Social Workers, NASW）が採用しているものを示す³⁶⁾。それによると、偏見はある社会集団の人々に対して事実の十分な理解や分析を基にしない否定的な態度、考え方、思い込みである。差別はこのような偏見に起因する行為、不公平で不平等な扱い方である。抑圧は、人権や尊厳を剥奪された人々の無力（powerless）である状態、あるいは無力感を感じている状態を指す。排除は、ある社会集団が特定の権利、特権（privilege）を行使する機会、あるいは利益を受ける機会を奪われている状態である。最後に、周縁化はある社会集団の人々の、自分達が政治、社会、経済の周辺に置かれているという意識を意味する。本社会集団のニーズが配慮されないことが多いため、この不可視化（invisibility）の感覚の結果、権力者はしばしば彼ら・彼女らにとって不利な判断を下すと述べられている。

注2 カナダでは、トロント大学（University of Toronto）とライヤソン大学（Ryerson University）の短時間訪問も行った。

注3 2008年のアメリカの学校認可基準は、学術的内容あるいはカリキュラム形態・体制に

焦点を置く教育から、力量を基盤とした教育(competency based education)への転換を図っている³⁷⁾。この種の教育は、教師養成をはじめとして、医療、看護、法律、経営などの専門職養成においてみられる教育観に基づくものである。

- 注4 マーシリア (Marsiglia) は、この科目の教科書としても指定されている著書において、文化的な感受性、文化的な力量、文化的に根拠をもつ実践の関係について次のように区別している³⁸⁾。文化的な感受性は、クライアント間、あるいは社会集団間の多様性を理解し、サービスを提供する制度とサービスの対象であるクライアントの間に存在する文化的なギャップに焦点をあてることである。文化的な力量は、効果を上げるために、文化的に適切なサービス提供に必要な知識、価値、技術 (スキル) を指す。そして、文化的に根拠をもつ実践は、文化的な感受性と文化的な力量の実践における組み合わせ、活用である。社会変革の促進に向けて、文化に特化した援助手法と帰属コミュニティの様々な支援方法を専門的なソーシャルワーク実践へ取り入れるアプローチであると書いてある。
- 注5 カナダにおけるソーシャルワーク課程の認可機関は、1970年までアメリカのソーシャルワーク教育協議会 (CSWE) であった³⁹⁾。
- 注6 2012年5月にカナダ・ソーシャルワーク教育協会は新しい学校認可基準を発行している⁴⁰⁾。しかし、これは本調査終了後の時点であり、また教育現場への浸透まで年月がかかるため、本論文ではその内容の紹介を省略する。
- 注7 反差別的実践は、トムソン (Thompson) によって実践の中で直面する差別や抑圧の軽減、挑戦、撤廃に向けたアプローチとして定義されている⁴¹⁾。彼によると、ソーシャルワーカーは権力と影響力をもつ立場に置かれているため、意図を問わず差別と抑圧が起こる可能性が高い。反差別的実践は、ワーカー自身による実践における差別と抑圧の撤廃を超え、他のワーカーによる実践における差別と抑圧と、制度的構造における差別と抑圧への挑戦に向けた努力を含むとトムソンが述べている。また、ドミネリー (Dominelli) は、反差別的実践と類似した意味で、反抑圧的实践 (Anti-Oppressive Practice) を定義している⁴²⁾。これは、社会階層化と制度的不平等へ挑戦するソーシャルワーク実践を指している。人種や民族に焦点をあてた反差別的実践は、反人種差別的実践 (Anti-Racist Practice) と呼ばれている⁴³⁻⁴⁴⁾。
- 注8 マーシリア (Marsiglia) は、アリゾナ州立大学で使われている文化的多様に関する教科書の中で、ポスト・モダン思想と社会構築主義を次のように説明している⁴⁵⁾。ポスト・モダン主義は、知識の形成及び普及・伝達の伝統的な形態を疑い、またそれらに代わる社会の共同的な解釈を提供している。このようなポスト・モダンのパラダイムに基づく社会的構築主義は、人々が社会的な作用や経験を通じて、現実と自分自身について知識及び考え方を形成 (構築) するように考える思想であると述べられている。

引用・参考文献

- 1) 法務省入国管理局. (2012) 平成 23 年末現在における外国人登録者数について (速報値). 法務省.
- 2) 法務省民事局. (2012) 帰化許可申請者数等の推移. 法務省.
- 3) 厚生労働省. (2012) 夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数. 平成 22 年人口動態統計. 厚生労働省.
- 4) 厚生労働省. (2012) 父母の国籍別にみた年次別出生数及び百分率. 平成 22 年人口動態統計. 厚生労働省.
- 5) 日本国政府. (2008) 被保護外国人数. 人種差別撤廃条約第 3 回・第 4 回・第 5 回・第 6 回政府報告 (仮訳). 外務省.
- 6) 移住連貧困プロジェクト編. (2011) 移住連ブックレット④: 日本で暮らす移住者の貧困. 移住者と連帯する全国ネットワーク.
- 7) 小内透編. (2010) 2008 年北海道アイヌ民族生活実態調査: 現代アイヌの生活と意識. 北海道大学アイヌ・先住民研究センター.
- 8) 日本弁護士連合会. (2009) 人種差別撤廃条約に基づき提出された第 3 回・第 4 回・第 5 回・第 6 回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会報告書. 日本弁護士連合会.
- 9) 国際連合人権委員会, 反差別国際運動日本委員会訳, 平野祐二監訳. (2006) ドゥドゥ・ディエン現代的形態の人種主義, 人種差別, 外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者による日本への公式訪問に関する報告書. 反差別国際運動日本委員会.
- 10) 国際連合人種差別撤廃委員会, 外務省訳. (2010) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第 9 条に基づき日本より提出された報告の審査: 人種差別撤廃委員会の最終見解 (仮訳). 外務省.
- 11) 国際ソーシャルワーカー連盟・国際ソーシャルワーク学校連盟, 岩崎活三・星崎晴彦訳. (2004) ソーシャルワークにおける倫理: 原理に関する声明. 日本ソーシャルワーカー協会.
- 12) 社会福祉専門職団体協議会倫理委員会, 中村優一委員長. (2005) ソーシャルワーカーの倫理綱領. 日本ソーシャルワーカー協会.
- 13) 日本社会福祉士会. (2005) 社会福祉士の倫理綱領. 日本社会福祉士会.
- 14) 日本社会福祉士会. (2005) 社会福祉士の行動規範. 日本社会福祉士会.
- 15) ビシャンティ シューポール (国際ソーシャルワーク学校連盟の委員長), デイヴィッド ジョーンズ (国際ソーシャルワーカー連盟の共同委員長), 岩崎浩三訳. (2004) ソーシャルワークの教育及び養成のためのグローバル基準. 日本ソーシャルワーカー協会.
- 16) 日本社会福祉教育学校連盟. (2010) 日本社会福祉教育学校連盟入会審査基準. 日本社会福祉教育学校連盟.
- 17) Council of Social Work Education. (2008). Educational Policy and Accreditation Standards (EPAS). Council of Social Work Education.

- 18) Arizona State University, College of Public Programs, School of Social Work. (2012). School of Social Work Mission Statement. Arizona State University.
- 19) Arizona State University, College of Public Programs, School of Social Work. (2012). School of Social Work Goals. Arizona State University.
- 20) Arizona State University, College of Public Programs, School of Social Work. (2012). Curriculum Requirements (2010-2011, 2011-2012 Bachelor of Social Work Catalog). Arizona State University.
- 21) Marsiglia F. (2005). Diversity and Oppression in the Social Work Context (BSW Master Syllabus). Arizona State University.
- 22) Sinema K. (2011). Diversity and Oppression in the Social Work Context (BSW Course Outline). Arizona State University.
- 23) Arizona State University, College of Public Programs, School of Social Work. (2011). BSW Syllabi. Arizona State University.
- 24) Arizona State University, College of Public Programs, School of Social Work. (2008). BSW Field Learning Contract. Arizona State University.
- 25) Canadian Association of Social Work Education - Association Canadienne pour la Formation en Travail Social. (2008). CASWE Standards for Accreditation. Canadian Association of Social Work Education - Association Canadienne pour la Formation en Travail Social.
- 26) Canadian Association of Social Work Education - Association Canadienne pour la Formation en Travail Social. (2009). CASWE Educational Policy Statements. Canadian Association of Social Work Education - Association Canadienne pour la Formation en Travail Social.
- 27) Canadian Association of Social Work Education - Association Canadienne pour la Formation en Travail Social Board of Accreditation. (2009). BSW Programme Self-Study Guide (Revised 2009). Canadian Association of Social Work Education - Association Canadienne pour la Formation en Travail Social.
- 28) York University, Faculty of Liberal Arts & Professional Studies, School of Social Work. (2012). Mission Statement. York University.
- 29) York University, Faculty of Liberal Arts & Professional Studies, School of Social Work. (2010). BSW Handbook. York University.
- 30) Hayden W. (2011). Identity, Diversity and Anti-Discriminatory Practice (BSW Course Description). York University.
- 31) York University, Faculty of Liberal Arts & Professional Studies, School of Social Work. (2011). BSW Learning Contract. York University.
- 32) Marsiglia F, Kulis S. (2009). Culturally Grounded Social Work: Diversity, Oppression, and Change. Lyceum.
- 33) National Association of Social Workers. (2001) NASW Standards for Cultural Competence in Social Work Practice. National Association of Social Workers.
- 34) National Association of Social Workers. (2007) Indicators for the Achievement of the NASW

- Standards for Cultural Competence in Social Work Practice. National Association of Social Workers.
- 35) Marsiglia F, Kulis S. (2009). *Culturally Grounded Social Work: Diversity, Oppression, and Change*. Lyceum.
 - 36) National Association of Social Workers. (2007) *Institutional Racism & the Social Work Profession: A Call to Action*. National Association of Social Workers.
 - 37) Holloway S, Black P, Hoffman K, et al. (2009) *Some Considerations of the Import of the 2008 EPAS for Curriculum Design*. Council of Social Work Education.
 - 38) Marsiglia F, Kulis S. (2009). *Culturally Grounded Social Work: Diversity, Oppression, and Change*. Lyceum.
 - 39) Jennissen T, Lundy C. (2012) *Keeping Sight of Social Justice: 80 Years of Building CASW*. Canadian Association of Social Workers - Association Canadienne des Travailleurs Sociaux.
 - 40) Canadian Association of Social Work Education - Association Canadienne pour la Formation en Travail Social. (2012). *Standards for Accreditation*. Canadian Association of Social Work Education - Association Canadienne pour la Formation en Travail Social.
 - 41) Thompson N. (2006). *Anti-discriminatory Practice (Fourth Edition)*. Palgrave Macmillan.
 - 42) Dominelli, L. (2003). *Anti-Oppressive Social Work Theory and Practice*. Palgrave Macmillan.
 - 43) Dominelli L. (2008). *Anti-Racist Social Work (Third Edition)*. Palgrave Macmillan.
 - 44) Bhatti-Sinclair K. (2011) *Anti-Racist Practice in Social Work*. Palgrave Macmillan.
 - 45) Marsiglia F, Kulis S. (2009). *Culturally Grounded Social Work: Diversity, Oppression, and Change*. Lyceum.

付 録

8. STANDARDS WITH REGARD TO CULTURAL AND ETHNIC DIVERSITY AND GENDER INCLUSIVENESS

With regard to cultural and ethnic diversity schools should aspire towards the following:

8.1 Making concerted and continuous efforts to ensure the enrichment of the educational experience by reflecting cultural and ethnic diversity, and gender analysis in its programme.

8.2 Ensuring that the programme, either through mainstreaming into all courses/modules and/or through a separate course/module, has clearly articulated objectives in respect of cultural and ethnic diversity, and gender analysis.

8.3 Indicating that issues regarding gender analysis and cultural and ethnic diversity, are represented in the fieldwork component of the programme.

8.4 Ensuring that social work students are provided with opportunities to develop self-awareness regarding their personal and cultural values, beliefs, traditions and biases and how these might influence the ability to develop relationships with people, and to work with diverse population groups.

8.5 Promoting sensitivity to, and increasing knowledge about, cultural and ethnic diversity, and gender analysis.

8.6 Minimising group stereotypes and prejudices¹ and ensuring that racist behaviours, policies and structures are not reproduced through social work practice.

8.7 Ensuring that social work students are able to form relationships with, and treat all persons with respect and dignity irrespective of such persons' cultural and ethnic beliefs and orientations.

8.8 Ensuring that social work students are schooled in a basic human rights approach, as reflected in international instruments such as the Universal Declaration on Human Rights, the United Nations Convention on the Rights of the Child (1989) and the UN Vienna Declaration (1993).²

8.9 Ensuring that the programme makes provision for social work students to know themselves both as individuals and as members of collective socio-cultural groups in terms of strengths and areas for further development.

1 While cultural sensitivity may contribute to culturally competent practice, the school must be mindful of the possibility of reinforcing group stereotypes. The school should, therefore, try to ensure that social work students do not use knowledge of a particular group of people to generalise to every person in that group. The school should pay particular attention to both in-group and inter-group variations and similarities.

2 Such an approach might facilitate constructive confrontation and change where certain cultural beliefs, values and traditions violate peoples' basic human rights. As culture is socially constructed and dynamic, it is subject to deconstruction and change. Such constructive confrontation, deconstruction and change may be facilitated through a tuning into, and an understanding of particular cultural values, beliefs and traditions and via critical and reflective dialogue with members of the cultural group vis-à-vis broader human rights issues.

Source: Vishanthie Sewpaul (International Association of Schools of Social Work Chair), David Jones (International Federation of Social Workers Co-Chair). (2004). *Global Standards for the Education and Training of the Social Work Profession*. International Association of Schools of Social Work.

8. 文化のおよび民族の多様性ならびにジェンダー包括性に関する基準

文化のおよび民族の多様性に関して、学校は下記に向かって目指すべきである。

8.1 その課程における文化のおよび民族の多様性ならびにジェンダー分析を反映することによって、教育経験の豊かさを確保するために、調和的・継続的努力をすること。

8.2 課程が、すべてのコース/モジュール方式へのメインストリーミングにより、そして/または分離したコース/モジュール方式により、文化のおよび民族の多様性、ならびにジェンダー分析に関して明瞭に表現された目標をもつことを保証すること。

8.3 文化のおよび民族の多様性、ならびにジェンダー分析に関する問題が、課程の実習内容に現れていることを示すこと。

8.4 ソーシャルワーク学生が自分自身の個人的及び文化的価値、信念、伝統、偏見に関して自己認識できるような機会を提供し、これらが人々との関係を作る能力や多様な対象者グループと作業する能力に、いかに影響を与えているかを自覚する機会を与えられることを保障すること。

8.5 文化のおよび民族の多様性、ならびにジェンダー分析についての感受性を高め、知識を増大すること。

8.6 グループの固定観念と偏見¹を最小にし、人種差別主義的な行動、政策、構造がソーシャルワーク実践を通して再現されないことを保証すること。

8.7 ソーシャルワーク学生が、人の文化のおよび民族的信念と志向にかかわらず、尊重と尊厳をもってすべての人との関係構築と処遇ができるようにすること。

8.8 国際人権宣言、国連児童の権利条約(1989)、国連ウィーン宣言(1993)²などの国際的協定書に反映しているような基本的人権のアプローチを、ソーシャルワーク学生が学ぶことを保証する。

8.9 課程は、ソーシャルワーク学生が、これから発達する力と領域であることを認識し、個人としても全体的な社会文化グループの一員としても自分自身を知る機会を与えられるよう保証すること。

1 文化的感受性は文化的コンピテント実践に役立つが、学校はグループ固定観念を強化する可能性を忘れてはならない。したがって、学校はソーシャルワーク学生が特定の人びとのグループについての知識をそのグループの中の個々の人に一般化する使い方をしてはならないことを保証するよう努めるべきである。学校はグループ内の差異と類似およびグループ間の差異と類似の両方に特に注目するべきである。

2 そのようなアプローチは、ある種の文化的信念、価値観、伝統が人びとの基本的人権を侵すところでは、建設的な対決と変化を促進する。文化は社会的に作られダイナミックであるので、脱構築と変化が必要となる。そのような建設的対決、脱構築、変化は、波長を合わせることで、文化的価値観、信念、伝統を理解すること、そしてより広い人権問題に對峙する文化的グループのメンバーと批判的で内省的な対話を行うことで促進される。

出典: ビシャンティ シューポール (国際ソーシャルワーク学校連盟の委員長)、デイヴィッド ジョーンズ (国際ソーシャルワーカー連盟の共同委員長)、岩崎浩三訳。(2004) ソーシャルワークの教育及び養成のためのグローバル基準。日本ソーシャルワーカー協会。